

☆ 重要なお知らせ ☆

2019年5月1日の改元および10連休に関する信用取引の留意点について

2019年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることにより、5月1日から元号が「平成」から「新元号」に改元されます。

また、当JAでは2019年4月27日から5月6日までが10連休となります。

これらに関して、信用取引において留意事項等についてまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 10連休に伴う取扱い

(1) 金融窓口の営業について

- 10連休中は多くの金融機関において窓口をお休みさせていただくことが想定されます。(実際の営業の有無については、お取引のあるJA・銀行等にお問い合わせください。)
- 連休前後の営業日につきましては、窓口が混雑し通常よりも処理にお時間をいただく可能性がございますので、窓口で必要となるお手続きにつきましては、連休前にお早めにお願ひ申し上げます。

(2) 連休中のATMのご利用について

- JAバンクのATM、提携ATMともにご利用可能です。
なお、連休中の稼働時間につきましては、お取引JAにご確認ください。
また、4月27日(土)は土曜日、4月28日(日)～5月6日(月)は日曜・祝日の手数料が適用されます。

(3) 定期貯金の満期日について

- 4月27日～5月6日を満期日とした定期貯金の取り扱いについては、定期貯金の満期日に変更はございません。ただし、「非自動継続扱い」かつ満期日に元利金をご指定の貯金口座に入金する定期貯金につきましては、入金が5月7日(火)となります。
-

(4) 借入金について

- 4月27日～5月6日に償還日を迎える借入金について、ご契約時のお借入条件に応じて、償還日は4月26日(金)または5月7日(火)のいずれかとなります。
具体的には、2月下旬以降にお送りしている「貸出金払込期日のご案内」にてご確認ください。

2. 改元に伴う取扱い

(1) 手形・小切手について

- 2019年5月以降は、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類をご利用の際は、「平成」に二重線を引き訂正印を押印のうえ、新元号をご記入ください。
(例)2019年5月7日の日付を記入・訂正する場合



(2) 各種帳票類について

- JAが発行する明細やお客さまに記入していただく申込書等の各種帳票類において、元号を使用している場合があります。5月1日(水)以降も引き続き「平成」表記の帳票をご利用いただくことがございますので予めご了承ください。

以上につきまして、やむを得ずご迷惑をおかけする場合がございますが、ご了承くださいませ
すよう宜しくお願い申し上げます。